

食品接触材料安全センターメールマガジン No.29 (HP 掲載版)

食品接触材料安全センターメールマガジン No.29 (2021 年 12 月下旬号) を発行致しましたのでご覧ください。

■食品接触材料安全センターの組織と事業紹介シリーズ

食品接触材料安全センターの組織と事業紹介 (連携調整室)

ここでは、一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センターに設置された連携調整室について紹介します。

食品接触材料安全センターは旧塩ビ食品衛生協議会、ポリオレフィン等衛生協議会の事業及び塩化ビニリデン衛生協議会の食品衛生に関する業務を承継し、自主基準及び確認証明書に引き続きサービスを行っています。こうした中、連携調整室の業務は、センターの事業発展のため、内外の組織や団体等との連携・調整を図ることにあります。

食品衛生法第 53 条情報伝達に関連し、施行通知 (令和元年 11 月 7 日 生食発 1107 第 1 号) には次が示されています。

3 器具又は容器包装に関する事項

ハ 情報伝達に関する事項 (施行規則第 66 条の 6 関係)

法令の趣旨及び内容等

i 各営業者は、器具又は容器包装のサプライチェーンを通じた情報伝達が必要であることを理解し、それぞれの位置付け及び役割を認識して適切な情報伝達を行うこと。

ii 営業者間の情報伝達を想定したものであること。

iii 伝達する内容は、ポジティブリストへの適合性等の確認に資する情報であって、必ずしも個別物質の開示等が必要ではないこと。

iv 情報を伝達する方法は特段定めないが、営業者における情報の記録又は保存等により、事後的に確認する手段を確保する必要があること。

(v は欠落)

vi 営業者間の契約締結時における仕様書等、入荷時の品質保証書等、業界団体の確認証明書、その他法第 18 条第 3 項の規定の適合性等を傍証する書類等の活用も可能であると考えられること。

vii 施行規則第 66 条の 6 に規定する情報伝達の対象は、合成樹脂製の器具又は容器包装

及び他の材質の器具又は容器包装であって食品又は添加物接触面に合成樹脂の層が形成されている器具又は容器包装を販売、製造又は輸入する営業者が販売の相手方に対して行う情報伝達であること。

現在連携調整室では、PL 制度下における器具・容器包装の適合確認・情報伝達の仕組み作りが喫緊の課題と考えており、上記通知にも引用されている業界団体の確認証明書制度をベースに、前回のメルマガで紹介した適合確認政策委員会、また既存の仕組みに係る確認証明（ポリ衛協型）委員会の両委員会の連携、運営をサポートするとともに、信頼性の高い、より使いやすい新たな仕組み作りを検討しています。



■食品接触材料関連技術資料概要紹介

旧ポリオレフィン等衛生協議会アーカイブスの紹介

ここでは、旧ポリオレフィン等衛生協議会（ポリ衛協）のアーカイブスから代表的なプラスチックの種類を説明しています。今回はポリカーボネート（PC）について紹介します。

*ポリカーボネート（PC）

ポリカーボネートは、ビスフェノール A と塩化カルボニル又はジフェニルカーボネートを反応させて得られるポリエステル的一种で、透明で軽く強靱な性質で、耐熱温度も 130℃と高く、耐衝撃性や電気絶縁性に優れた特性を持っています。

ポリカーボネートは、1959年にドイツのバイエル社が最初に生産を開始しました。1960年には、アメリカでGE社、日本では帝人化成（久野島化学）、出光石油化学が、1961年には三菱ガス化学（旧江戸川化学）と次々に工業化されていきました。

ポリカーボネートは現在、CDや光ファイバーのような光学関連、各種の家電製品、カメラ、携帯電話、OA機器、電子機器、医療機器、自動車などの部品、ゴーグルなどのスポーツ用品、ヘルメットや安全眼鏡のような保安部品、ドームの屋根材のような建築材料、自動車、新幹線、航空機等のガラスに代わる窓材に使われています。

食品関連用途としては耐衝撃性・耐熱性・透明性等を活かして、コーヒーマーカー、調理用ミキサー、食器類、計量カップ類、水ボトル等に使用されています。

ポリカーボネートは有機溶剤に弱いので、シンナーやドライクリーニング液等に触れると、ひび割れや表面が溶かされたりすることがあります。また、強アルカリ性の水溶液に接触すると、ポリカーボネートが加水分解することがあるので注意が必要です。

●この概要に対応する資料については、センターHP会員のページに掲載されました。

■お知らせ

食品接触材料に関する内外の動き

●12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会が開催された。議題 食品用器具及び容器包装におけるポジティブリスト制度について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22434.html

資料一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22846.html

議事要旨

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22960.html

リスト改編により、基ポリマーについては、モノマーを基にした物質名にする。基材及び添加剤については、合成樹脂の範囲として材質に該当する物質を整理した上でPLに収載する。既存物質リストについては、令和2年10月末まで提出された事業者の意見に基づき、現行リストの形式に反映した案を近日公表する。

●12月24日、食品安全委員会器具・容器包装専門調査会が開催された。

http://www.fsc.go.jp/senmon/kigyoyouki/annai/kigu_youki_annai_53.html

議事 食品用器具及び容器包装に関するポジティブリスト制度に係る動向について
(状況報告)

●12月6日欧州委員会は、リサイクルプラスチック食品接触材料規則改正案を一般協議に付した。意見提出期限は2022年1月10日。

[Food safety – recycled plastic in food packaging \(updated rules\) \(europa.eu\)](https://ec.europa.eu/food/safety/food-packaging/food-packaging-recycled-plastic/)

また12月7日WTO-SPS通報(G/SPS/N/EU/524)、12月17日WTO-TBT通報(G/TBT/N/EU/860)が行われた。

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NEU524.pdf&Open=True>

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN21/EU860.pdf&Open=True>

●12月15日EFSAは、BPAの動物実験(継代)での免疫機能への影響をエンドポイントにした新たな評価に基づき、TDIを5桁切り下げる提案(TDI=4 μ g/kg-bw/D→0.04ng/kg-bw/D)を公表し、一般協議に付した。コメント提出期限は2022年2月8日。

<https://www.efsa.europa.eu/en/news/bisphenol-efsa-draft-opinion-proposes-lowering-tolerable-daily-intake>

また12月21日欧州司法裁判所は、PlasticsEuropeによる、ECHAのBPA分類(内分泌かく乱性状)に基づくSVHC指定を不当とする提訴を却下した。

<https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=251521&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=968012>

●12月2日付ドイツ官報は、食品に直接的に又は間接的に接触する印刷インク及びワニスを規制する消費財条例第21条改正を掲載した。印刷インクの製造、使用に係るモノマー、添加剤、着色剤、溶媒、及び光開始剤のポジティブリストがある。経過措置が2026年12月末まで設定されている。

https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/text.xav?SID=&tf=xaver.component.Text_0&tocef=&qmf=&hlf=xaver.component.Hitlist_0&bk=bgbl&start=%2F%2F*%5B%40node_id%3D'1034001'%5D&skin=pdf&tlevel=-2&nohist=1&sinst=7F0D74B5

●先頃カナダ政府は「BPA及び同構造類似体及び機能代替物に関する通知」を公布し、用途情報や毒性情報に対し強制力ある情報収集を開始した。提出期限は2022年3月16日。

<https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-11-13/html/notice-avis-eng.html#na2>

■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No. 26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

[\(https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/\)](https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー JCII の個人情報の取扱いに関しましては、JCII ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 (<https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
(info-fcmcs@jcii.or.jp)

ー 配信の停止・メールアドレス変更につきましては、お手数ではございますが、件名に【停止希望】又は【メールアドレス変更】とお書き頂き、メールをご返信下さい（メールアドレス記載）。メールアドレス変更につきましては、旧アドレスもあわせてお知らせ下さい。

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmcs@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>

